

柏市給水装置工事の 手数料について

令和5年9月の給水装置施行指針改定時に通知したとおり、**令和6年4月1日**（基準日）以降に給水装置舗装先行承認申込みをする場合は、審査手数料と検査手数料が必要となります。また、完工検査が不合格で再検査を行う場合、再検査手数料が必要となります。

給水装置舗装先行工事の審査・検査

基準日以降に舗装先行承認申込みした場合は、1案件につき審査手数料・検査手数料が各4,000円、計8,000円必要です。

※1案件で複数引込みがあっても8,000円

※検査を複数日に分けて行う場合は、その都度検査手数料4,000円が必要

※基準日以前に申込み、基準日以降に検査申込みをする場合はどちらも不要

全ての給水装置工事の再検査

基準日以降に、完工検査のために検査員が現地に向かったが、検査を行えない状況のため不合格となった場合、再検査申込みの上で再検査手数料4,000円が必要です。

例

- ・建物を引渡して入居者がいるため
住宅内検査ができない
- ・道路杭、民杭が入っていないため
オフセットがとれない
- ・占用許可書通りの道路復旧が
完了していない
- ・舗装先行工事の測量員が
2人いない

等々…



現地で検査できない状況の場合は、検査日の前日までにキャンセルすれば、再検査の必要はありません。検査できる状況になったら改めて検査を受けてください。

舗装先行工事の流れ

- ① 舗装先行承認申込書提出
↓
- ② 審査手数料納付書発行
↓
- ③ 納付確認後、承認書交付
↓
- ④ 着手届提出
↓
- ⑤ 完工検査申込書提出
↓
- ⑥ 検査手数料納付書発行
↓
- ⑦ 納付確認後、検査日決定
↓
- ⑧ 完工検査実施

※複数回に分けて検査する場合や、再検査する場合は⑤～⑧を繰り返す



指針はこちら



様式はこちら